

株式交換に関する事前開示書類

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める書面)

2020 年 9 月 17 日

株式会社チェンジ

2020年9月17日

株式交換に関する事前開示書類

東京都港区虎ノ門三丁目17番1号

株式会社チェンジ

代表取締役 福留 大士

当社は、2020年8月12日付で、株式会社トラストバンク（住所：東京都目黒区青葉台三丁目6番28号。以下「トラストバンク」といいます。）との間で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2020年10月8日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、トラストバンクを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施いたします。本株式交換に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める当社の事前開示事項は下記のとおりです。

記

1. 株式交換契約の内容（会社法第794条第1項）

別紙1のとおりです。

2. 会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法第794条第1項、会社法施行規則第193条第1号）

別紙2のとおりです。

3. 会社法第768条第1項第4号及び第5号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法第794条第1項、会社法施行規則第193条第2号）

該当事項はありません。

4. 株式交換完全子会社についての次に掲げる事項（会社法第 794 条第 1 項、会社法施行規則第 193 条第 3 号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 3 のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

① トラストバンクは、2020 年 8 月 12 日に、当社を株式交換完全親会社とし、トラストバンクを株式交換完全子会社とする本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は、別紙 1 のとおりです。

② トラストバンクは、2020 年 8 月 12 日付で、トラストバンクが保有する全ての自己株式である甲種類株式 488 株を消却いたしました。

5. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法第 794 条第 1 項、会社法施行規則第 193 条第 4 号）

① 当社は、2020 年 8 月 12 日に、当社を株式交換完全親会社とし、トラストバンクを株式交換完全子会社とする本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は、別紙 1 のとおりです。

② 当社は、2020 年 9 月 1 日に、株主の所有する普通株式 1 株につき、2 株の割合をもって分割をいたしました。また、株式分割に伴い、2020 年 9 月 1

日をもって当社の定款の一部変更を行い、当社の株式の発行可能株式総数を 46,080,000 株から 92,160,000 株へと変更しております。

6. 株式交換が効力を生ずる日以後における当社の債務の履行の見込みに関する事項
(会社法第 794 条第 1 項、会社法施行規則第 193 条第 5 号)

本株式交換は会社法第 799 条第 1 項の規定により異議を述べることのできる債権者はいませんので、該当事項はありません。

別紙 1 株式交換契約の内容

次ページ以降をご参照ください。



株式交換契約書

株式会社チェンジ（以下「甲」という。）及び株式会社トラストバンク（以下「乙」という。）は、2020年8月12日（以下「本契約締結日」という。）、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（本株式交換）

甲及び乙は、本契約の規定に従い、甲を乙の株式交換完全親会社とし、乙を甲の株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式（甲が有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

第2条（株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲（株式交換完全親会社）

商号：株式会社チェンジ

住所：東京都港区虎ノ門三丁目17番1号

(2) 乙（株式交換完全子会社）

商号：株式会社トラストバンク

住所：東京都目黒区青葉台三丁目6番28号

第3条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主（第9条に基づく乙の自己株式の消却後の株主をいうものとし、甲を除く。以下本条において同じ。）に対して、乙の普通株式に代わり、その保有する乙の普通株式の数の合計に6,361.32を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、乙の株主に対して、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式6,361.32株の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。
3. 前二項の規定に従い甲が乙の株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、甲は会社法第234条その他の関連法令の規定に従い処理する。



第4条（甲の資本金及び準備金の額）

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第39条に定めるところに従って、甲が適当に定める。

第5条（本効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2020年10月8日とする。但し、本株式交換の手の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲

及び乙は協議し合意の上、これを変更することができる。

第6条(株主総会の承認)

1. 甲は、2020年10月5日に開催予定の臨時株主総会(以下「甲臨時株主総会」という。)において、本契約の承認を求める。
2. 乙は、2020年10月5日に開催予定の臨時株主総会(以下「乙臨時株主総会」という。)において、本契約の承認を求める。
3. 本株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議し合意の上、甲臨時株主総会又は乙臨時株主総会の開催日を変更することができる。

第7条(事業の運営等)

1. 甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間、通常の業務の範囲内で、企業価値を向上すべく、それぞれ善良な管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行い、かつ、それぞれの子会社をして、企業価値を向上すべく、善良な管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行わせるものとする。
2. 甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間、本契約において別途定める場合を除き、自ら又はその子会社をして、本株式交換の実行又は本株式交換比率に重大な影響を及ぼす可能性のある行為を行い又は行わせる場合は、事前に、相手方当事者の書面による同意を得るものとする。

第8条(剰余金の配当)

甲及び乙は、本契約締結日以降、本効力発生日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならず、また本効力発生日以前の日を取得日とする自己株式の取得(適用法令に従い株主の権利行使に応じて自己の株式の取得をしなければならない場合を除く。)の決議を行ってはならない。

第9条(自己株式の消却)

乙は、本効力発生日の前日までに開催される取締役会の決議により、基準時において保有する自己株式(本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。)の全部を消却するものとする。

第10条(本株式交換の条件変更及び中止)

本契約締結日以降本効力発生日に至るまでの間において、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、本株式交換の条件その他の本契約の内容を変更し、又は本株式交換を中止することができる。

第11条(本契約の効力)

本契約は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失う。

- (1) 甲臨時株主総会又は乙臨時株主総会において本契約の承認が受けられない場合
- (2) 法令等に定められた本株式交換の実行に必要な関係官庁等の承認等が得られない場合
- (3) 前条に基づき本株式交換が中止された場合

第12条(協議)

本契約に記載のない事項、又は本契約の内容に疑義が生じた場合は、甲及び乙は誠実に協議し、その解決を図るものとする。

以上の合意を証するため、本契約を2通作成し、記名押印の上、各当事者1通を所持する。

2020年8月12日

(甲) 東京都港区虎ノ門三丁目17番1号
株式会社チェンジ
代表取締役 福留 大生



(乙) 東京都目黒区青葉台三丁目6番28号
株式会社トラストバンク
代表取締役 川村 憲



別紙 2 会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定め
の相
当性に関する事項

1. 株式交換に際して交付する株式の数又はその数の算定方法及びその割当ての相
当性に関する事項

(1) 本株式交換に係る割当ての内容

	当社	トラストバンク
本株式交換に係る 割当比率	1	6,361.32 (株式分割前)
		12,722.64 (株式分割後)
本株式交換により 交付する株式数	当社の普通株式：1,984,730 株 (予定)	

(注 1) 株式分割

当社は、本株式交換契約を締結後、2020 年 9 月 1 日付において普通株式 1 株につき 2 株の割合をもって分割を行っております（以下「本株式分割」といいます。）。

(注 2) 株式の割当比率

トラストバンクの普通株式 1 株につき、当社の普通株式 12,722.64 株（本株式分割の効力発生前の当社株式 6,361.32 株）を割当て交付いたします。ただし、当社が保有するトラストバンクの普通株式 368 株については、本株式交換による株式の割当てを行いません。なお、上記表に記載の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、本株式交換契約に従い、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上、変更されることがあります。

(注 3) 本株式交換により交付する当社の株式数

当社は、本株式交換に際して、当社がトラストバンクの発行済株式の全てを取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）のトラストバンクの株主（ただし、当社を除きます。）に対し、その保有するトラストバンクの普通株式の合計数に 12,722.64 株を乗じた数の当社の普通株式を割当て交付する予定です。

当社は、本株式交換に際して、新たに発行する普通株式を使用する予定です。なお、トラストバンクは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時の直前時までにトラストバンクが保有することとなる全ての自己株式（本株式交換に関して行使される会社法第 785 条第 1 項に基づく反対株主の株式買取請求に応じてトラストバンクが取得する自己株式を含みます。）を、基準時の直前時をもって消却する予定です。本株式交換により割当て交付する株式数については、トラストバンクによる自己株式の取得・消却等の理由により今後修正される可能性があります。

(注 4) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式（1 単元（100 株）に満たない数の株式）を保有することとなる当社の株主においては、会社法第 192 条第 1 項の定めに基づき、その保有する単元未満株式を、当社に対し、買い取ることを請求することができます。

(注 5) 1 株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、当社の普通株式 1 株に満たない端数がある場合には、会社法第 234 条その他の関係法令の規定に従い処理するものとします。

(2) 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

① 算定機関の名称並びに当社及びトラストバンクとの関係

SBI 証券は、当社及びトラストバンクから独立した第三者算定機関であり、当社及びトラストバンクの関連当事者に該当せず、本株式交換に関して重要な利害関係を有しておりません。

② 算定の概要

SBI 証券は、当社については上場会社であり市場株価が存在することから、市場株価平均法(2020 年 8 月 7 日を算定基準日として、算定基準日の終値、2020 年 7 月 8 日から算定基準日までの直近 1 ヶ月の終値単純平均値及び 2020 年 5 月 8 日から算定基準日までの直近 3 ヶ月の終値単純平均値を基に分析しております。)を用いて

算定を行いました。なお、以下の算定は、2020年9月1日付で行われた本株式分割の効力発生前の株式数に基づき行われております。

トラストバンクについては、非上場会社であることから市場株価平均法は採用せず、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)を採用して算定を行いました。

当社株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の株式交換比率の算定結果は、以下のとおりです。

採用手法		株式交換比率の算定レンジ
当社	トラストバンク	
市場株価平均法	DCF法	5,881.27～9,088.76 (株式分割前)

SBI証券は、上記株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであること、株式交換比率算定に重大な影響を与える可能性がある事実でSBI証券に対して未開示の事実はないことを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、SBI証券の株式交換比率の算定は、2020年8月7日現在までの情報及び経済情勢を反映したものであり、当社及びトラストバンクの事業見通し並びに財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に検討・作成されていることを前提としています。また、DCF法の算定の基礎としたトラストバンクの利益計画については、2020年9月期の業績見通し、2021年9月期及び2022年9月期の最新の中期経営計画を前提としており、当該期間において大幅な増減益を見込んでおりません。

なお、第三者算定機関であるSBI証券による本株式交換比率の算定結果は、本株式交換比率の公正性及び妥当性について意見を表明するものではありません。

2. 当社の資本金及び準備金の額に関する事項

本株式交換により増加する当社の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第 39 条の規定に従い、当社が別途適当に定める額といたします。

別紙3 トラストバンクの最終事業年度に係る計算書類等
次ページ以降をご参照ください。

事業報告

〔2018年10月1日から
2019年9月30日まで〕

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度における当社の事業は、「自立し持続可能な地域の実現を目指して」をビジョンとし、その実現に向け事業を推進してまいりました。事業の中核となるふるさと納税市場においては、当事業年度を含む2018年度ふるさと納税受入額が5,127億円と過去最高となり、引き続き堅調に市場が拡大しております。

一方で、当社を取り巻く事業環境においては、2019年6月の法改正（ふるさと納税に係る指定制度）を前に特定自治体、競合他社に対する駆け込み寄附が増加したこと等により、当初想定していた取扱寄附額を下回る結果となりました。また年末にテレビCMをはじめとした広告投下を積極的に行い広告宣伝費が前年対比で増加するに至りました。

これらの結果、当事業年度の売上高は5,755,235千円（前期は6,141,074千円）、経常利益は487,415千円（前期は1,185,022千円）、当期純利益は235,152千円（前期は825,318千円）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度において取得した設備投資の総額は、291,029千円であり、主な設備投資はソフトウェアの開発取得に係る177,513千円であります。

また、当事業年度において自動運転電気バスの売却を実施しております。自動運転電気バス等の売却および除却額の当事業年度の総額は、41,824千円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達は、自己資金のほか金融機関からの借入金をもって充たしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 5 期 (平成28年9月期)	第 6 期 (平成29年9月期)	第 7 期 (2018年9月期)	第 8 期 (当事業年度 2019年9月期)
売 上 高(千円)	3,442,715	6,048,119	6,141,074	5,755,235
経 常 利 益(千円) (▲は損失)	679,112	873,140	1,185,022	487,415
当 期 純 利 益(千円) (▲は損失)	450,936	558,346	825,318	235,152
1株当たり当期純利益 (▲は損失) (円)	631,564	781,998	1,265,544	451,369
総 資 産(千円)	1,352,135	2,026,945	2,523,885	2,925,062

純 資 産(千円)	578,275	1,136,622	1,620,954	1,856,586
1株当たり純資産額(円)	809,910	1,591,908	3,241,908	3,543,103

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式を控除した株式数)により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

当社は、2018年11月28日付にて当社主要株主と株式会社チェンジとの間で株式譲渡契約の締結がなされ、株式が譲渡されたことにより、2018年11月30日を結合日として株式会社チェンジの連結子会社となりました。

(4) 対処すべき課題

1. サービス及び市場の安全性、健全性の確保

インターネットサービスの安全性維持に対する社会的要請は年々高まりを見せております。当社は、地方自治体及び寄附者の皆様に対して安全・安心な利用の場を提供するため、サービスの安全性確保を重要課題とし、個人情報保護及び関連法令の遵守に継続的に取り組んで参ります。また、ふるさと納税市場の健全な発展が当社事業の発展に資するとの考えの下、引き続き市場の健全化に努めてまいります。

2. IT戦略・開発技術力の強化

当社の主力事業でありますインターネットサービスにおいては、利用者の利便性の向上を行うことが、競争優位性を確保する重点要素であるという認識の下、スピーディな開発を可能にする技術力向上及び先端技術への積極投資による技術力の強化に引き続き取り組んでまいります。

3. コーポレートガバナンスの強化

コンプライアンスの徹底を重要な課題と考えております。内部管理体制の強化、内部監査、法務、財務、経理等専門性が高く、経験豊富な人材を採用することに加え、社員に対する継続的な啓発活動及び研修活動を行うことで、コンプライアンスの意識向上に徹底して努めて参ります。

4. 人材の確保、育成

新規事業を含めた今後の成長を推進するにあたり、優秀で熱意のある人材を適時に採用することが重要な課題と認識しているため、採用の強化及び従業員が高いモチベーションをもって働ける環境や仕組みの整備・運用を進めてまいります。

(5) 主要な事業内容(2019年9月30日現在)

事業区分	事業内容
パブリック事業	当事業セグメントは、 <ul style="list-style-type: none"> ・ふるさとチョイス関連事業 ・電子感謝券、chiica事業 ・エネルギー事業 ・地方公共団体向けテクノロジー提供サービスを中心に構成しております。

(6) 主要な営業所(2019年9月30日現在)

本 社	東京都目黒区
支 店	エストニア国タリン市

(注) 2019年7月11日付にてエストニア国にて支店 (TRESTBANK, Inc. Eesti filiaal) を開設いたしました。

(7) 従業員の状況 (2019年9月30日現在)

従業員数	前期末比増減
57名	6名増加

(注) 従業員数は就業人数 (契約社員、社外から当社への出向者を含む。) であり、パート及びアルバイト等の臨時雇用者、派遣社員は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2019年9月30日現在)

該当する事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2. 株式の現況

(1) 株式の状況 (2019年9月30日現在)

- ① 発行可能株式総数 15,000株
- ② 発行済株式の総数 1,012株
- ③ 株主数 4名
- ④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社チェンジ	368株	70.2%
須永 珠代	129株	24.6%
上村 龍文	17株	3.2%
福留 大士	10株	1.9%

(注) 自己株式488株につきましては議決権がない種類株式であり、発行済株式の総数に加えておりますが、持株比率の計算では控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

該当する事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2019年9月30日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役	須 永 珠 代	ふるさとチョイス事業本部長
取 締 役	飯 田 敦	イノベーション事業本部長 兼 経営管理本部担当
取 締 役	福 留 大 士	株式会社チェンジ代表取締役兼執行役員社長
取 締 役	山 田 裕	株式会社チェンジ取締役兼執行役員 CFO
取 締 役	木 澤 真 澄	ハブリテック事業本部長
監 査 役	田 中 晴 規	監査役 株式会社チェンジ常勤監査役

(注)

1. 監査役田中晴規氏は、大企業での経営経験を有し、またCFOの経験により財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

2019年3月31日、取締役上村龍文氏が辞任しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取 締 役	4名	100,126千円
監 査 役 (うち社外監査役)	0名 (0名)	0千円 (0千円)
合 計 (うち社外役員)	4名 (0名)	0千円 (0千円)

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 支給額には、当事業年度分の役員退職慰労引当金繰入額として費用処理した20,000千円が含まれており、過年度役員退職慰労引当金繰入額として特別損失処理した129,583千円は含まれておりません。

3. 取締役の報酬限度額は、平成29年10月1日開催の臨時株主総会において、年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

4. 取締役の報酬等の額のうち、6,876千円につきましては、出向負担金として計上しております。

(4) 社外役員に関する事項
該当事項はありません。

第8期 計算書類

〔 自 2018年10月1日
至 2019年9月30日 〕

損益計算書

〔2018年10月1日から
2019年9月30日まで〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		5,755,235
売上原価		1,596,604
他勘定振替高		59,611
期末商品棚卸高		667
売上総利益		4,218,909
販売費及び一般管理費		3,756,983
営業利益		461,925
営業外収益		
受取利息	15	
貸倒引当金戻入額	6,934	
雑収入	19,873	26,823
営業外費用		
支払利息	1,290	
雑損失	43	1,333
経常利益		487,415
特別利益		
固定資産売却益	4,015	4,015
特別損失		
投資有価証券売却損	851	
固定資産除売却損	35,040	
過年度役員退職引当金繰入額	129,583	
過年度資産除去債務費用	5,993	171,468
税引前当期純利益		319,962
法人税、住民税及び事業税		156,073
法人税等調整額		△ 71,263
当期純利益		235,152

株主資本等変動計算書

〔 2018年10月1日から
2019年9月30日まで 〕

(単位：千円)

	株 主 資 本					純資産 合 計	
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			
		そ の 他 資 本 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		自 己 株 式
当期首残高	7,500	1,780	1,952,660	1,952,660	▲340,986	1,620,954	1,620,954
事業年度中の変動額							
剰余金の配当							
当期純利益			235,152	235,152		235,152	235,152
新株発行	240	240				480	480
事業年度中の変動額 合計	240	240	235,152	235,152		235,632	235,632
当期末残高	7,740	2,020	2,187,812	2,187,812	▲340,986	1,856,586	1,856,586

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① たな卸資産の評価基準及び評価方法
商品→最終仕入原価法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
定率法を採用しております。ただし、建物（附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

- ② 無形固定資産
定額法

(3) 引当金の計上基準

- ① 役員退職慰労引当金
役員の退職に伴う退職慰労金に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記	
(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数	
普通株式	524株
種類株式	488株
(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数	
種類株式	488株
(3) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数	
該当事項はありません。	
6. 1株当たり情報に関する注記	
(1) 1株当たりの純資産額	3,543,103円64銭
(2) 1株当たりの当期純利益	451,369円19銭
7. 重要な後発事象に関する注記	
該当事項はありません。	

第8期 計算書類に係る附属明細書

〔 自 2018年10月1日
至 2019年9月30日 〕

株式会社トラストバンク

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：千円)

区分	資産の種類	期首	当期	当期減少	当期	期末	減価償却	期末
		帳簿価額	増加額	額	償却額	帳簿価額	累計額	取得原価
有形固定資産	建物	38,516	1,800	—	5,719	34,597	17,001	51,598
	建物付属設備	18,820	29,709	—	7,101	41,429	20,365	61,794
	機械装置	—	34,980	—	8,762	26,217	8,762	34,980
	工具器具備品	36,345	2,567	6,828	9,278	22,806	29,343	52,149
	車両運搬具	356	44,460	33,356	11,460	0	2,134	2,134
	建設仮勘定	43,215	—	43,215	—	—	—	—
	計	137,255	113,516	83,399	42,321	125,049	77,607	202,657
無形固定資産	ソフトウェア	292,445	159,251	1,640	92,285	357,771		
	ソフトウェア仮勘定	16,579	18,261	16,579	—	18,261		
		—	—	—	—	—		
	計	309,025	177,513	18,219	92,285	376,033		

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物附属設備……目黒区青葉台本社、有楽町ふるさとチョイス cafe 資産除去債務

機械装置……平戸市風車資産除去債務

2. 引当金の明細

(単位：千円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
役員退職慰労引当金	0	112,083	—	—	112,083

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位:千円)

科目	金額	摘要
役員報酬	73,250	
給料手当	345,186	
出向負担金	14,076	
賞与引当金繰入額	28,062	
役員退職慰労引当金繰入額	30,000	
法定福利費	48,504	
福利厚生費	6,671	
採用費	11,562	
教育研修費	1,058	
人材派遣費	105,628	
外注費	214,802	
消耗備品費	21,998	
地代家賃	81,969	
保険料	11,353	
租税公課	6,051	
旅費交通費	46,204	
通信費	36,201	
水道光熱費	8,426	
支払手数料	111,676	
支払報酬	162,417	
荷造運賃	8,294	
交際費	6,148	
新聞図書費	902	
広告宣伝費	1,965,624	
会議費	5,211	
寄付金	78,312	
イベント諸経費	120,872	
修繕費	1,691	
諸会費	497	
開発研究費	12,171	
減価償却費	48,627	
繰延資産償却	21,208	
雑費	1,352	
経営指導料	147,323	
他勘定振替高(外)	▲26,358	
	0	
計	3,756,983	

(注)本附属明細書の記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

監査報告書

監査役は、2018年10月1日から2019年9月30日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告致します。

1. 監査役の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役は、監査の方針を定め、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 監査役は、取締役及び内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。また、連結決算の監査を行っているEY新日本監査法人からも説明を受けました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2019年12月4日

株式会社トラストバンク
監査役 田中 晴規